

# 平成 26 年度における国民年金保険料 及び老齢基礎年金支給額について

○国民年金保険料について（平成 26 年 4 月分から平成 27 年 3 月分）

月額 15,250 円（参考：平成 25 年度 15,040 円）

なお、前納制度をご利用することによってお得な保険料となります。

詳しくは、広報お知らせ版 2 月 1 日号または、日本年金機構ホームページをご覧になるか、旭川年金事務所国民年金課、役場総務課戸籍年金係にお問い合わせください。

○老齢基礎年金支給額について（平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月分）

年金額 772,800 円 月額 64,400 円【改定あり】

※支給額が減額となるのは、6 月 13 日支給分からとなります。

【重要なお知らせ】

老齢年金（国民年金）の支給額については、物価スライド制が導入されておりますが、平成 12 年度から 14 年度に特例法によって物価下落時に年金額を据え置いたことにより、本来の年金額より 2.5% 高い水準で支払われております。

この特例水準について、現役世代の年金額の確保につなげるため、平成 25 年 10 月分から 1%、平成 26 年 4 月分から 1%、平成 27 年 4 月分から 0.5% が引き下げられます。

なお、年金額の改定の仕組みは厚生労働省年金局のホームページをご覧ください。

※納付月数が 480 月（3 号被保険者期間も含む）に満たない場合は、納付状況によって減額されます。詳しくは後日、日本年金機構から送付される「額の変更通知」をご覧ください。

老齢基礎年金の支給対象となる月の変更はありませんので、新しい年金証書が送付されることはありませんのでご注意ください。

○問い合わせ先：総務課戸籍年金係 ☎ 52 - 2144

広報みなみふらの

お知らせ版

2014.4.15

No.303

## 女性の健康サポートセンターのご案内

女性の健康支援事業として不妊、思春期や更年期など、女性の健康上の相談について、保健師が対応します。予約制で相談に応じるほか、「女性の健康相談ダイヤル」による電話相談等にも応じます。詳しくは下記にお問い合わせください。

☆「女性の健康相談の日」の開設☆

日 時：毎月第 2 水曜日（都合により変更になる場合があります。）

内 容：妊娠や不妊に悩む夫婦などの健康上の相談、更年期の悩みを持つ女性の相談など

申込方法：予約制（事前に必ず連絡のうえ利用願います）

【女性の健康相談ダイヤル】

受 付：月～金曜日 9 時～ 17 時 ☎ 23 - 3161

○問い合わせ先：富良野保健所 ☎ 23 - 3161

## 産業課林務係からのお知らせ

現在、森林を所有されている方が立木を伐採し売り払いなどの処分をする場合には、森林法の定めにより必ず「伐採届」（正式には伐採及び伐採後の造林届出書）を町へ提出し、承認を受けなければ処分することができません。

もし、この「伐採届」の提出をしないまま立木を伐採し売り払いなどの処分をした場合は、森林法第 207 条の規定に基づき罰金刑が課せられることとなります。（ただし、森林経営計画を樹立されている方は他の手続きが必要となります。）

また、立木を伐採し売り払いなどの処分をした場合には、森林法の定めにより継続した森林整備をしなければならないとされており、これが守られない場合にも罰金刑が課せられることとなります。

特にここ最近において、伐採を勧める悪質な仲買人業者が出回っていると聞いていますので、伐採を勧められても安易に契約などはせず、役場産業課林務係または南富良野町森林組合のいずれかに必ず連絡、相談いただくようお願いします。

○問い合わせ先：産業課林務係 ☎ 52 - 2178・南富良野町森林組合 ☎ 52 - 2130